

2018年6月7日

Japan tax alert

EY税理士法人

オランダ財務相、独立企業原則とOECDの指針に関する新たな法令を公表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

2018年5月11日、オランダ財務相(以下、「財務相」)は移転価格に関する新たな法令(以下、「同法令」)を発表しました。¹ 同法令には、G20/経済協力開発機構(OECD)の税源浸食と利益移転(BEPS)プロジェクトに基づくOECDの「多国籍企業及び課税当局のための移転価格算定に関する指針」(以下、「OECD TPG²」)の修正、及びオランダの判例法の具体的な進展を踏まえ、多数の新たな項と変更が含まれています。

財務相は同法令を通じて、オランダにおける独立企業原則とOECD TPGの適用に関連するオランダ課税当局の立場に関する情報を提供しています。同法令は独立企業原則の中でOECD TPGが解釈の余地を残している又は曖昧な箇所についてさらなる解釈を提示しています。これらの洞察は、オランダ課税当局が同様なケースにおいて示す可能性のある見解を、納税者が評価する上での助けとなり得ます。

詳細

OECD TPGの変更の適用可能性

同法令の目的の1つは言い回しとガイダンスを、G20/OECDのBEPSプロジェクト – より具体的にはBEPS行動計画8-10(移転価格結果の価値創造との整合)及びBEPS行動計画13(移転価格文化及び国別報告書に関するガイダンス) – に基づくOECD TPGの変更と整合させることです。財務相は、OECD TPGの変更によって独立企業原則の適用がさらに明確化される限りにおいて、OECD TPGの変更が公表されていない期間にも当該の変更が適用されるとの見方をしています。同法令では、どの変更が「単なる明確化」とみなされるかについては明記されていません。しかし、財務相が以前に提出した書簡³に基づくと、以下の項目に関する修正ガイダンスは「単なる明確化」とはみなされないと考えられます – 文書化要件、無形資産、グループ内サービス、コモディティ取引、費用分担契約。

財務相は、OECD TPGが適切な解釈であり、独立企業原則を明確化するものであるとみなされると繰り返し述べています。同法令は、特定の具体的事例における独立企業原則の解釈に関するオランダ課税当局の正式な立場を示しています。

独立企業原則の適用

取引の特性を明確にする

同法令は、納税者がまず経済的に重要な特性と比較可能性要因を踏まえて商業的・財務的関係を特定する必要があるという、OECD TPGに定められたガイダンスに従っています。財務相は、同法令にはリスク分析を目的としてOECD TPGに盛り込まれた新たな6段階のアプローチも含まれていることを確認しています。OECD TPGに盛り込まれたガイダンスに加えて、同法令では関係会社(AE: associated enterprises)間で適用されるリスク配分が比較可能な状況下での比較対象取引において非関連者の間でも起こる場合には、このリスク配分に従う必要があるとされています。

アプローチの重要なステップは、「リスク管理」及び「リスクを負担するための財務力」に関する分析です。同法令は、これらのコンセプトをどのように解釈するかに関する追加ガイダンスを提供していませんが、この点に関するOECD TPGには言及していません。

同法令では、複数の関連者がリスク管理を実行し、リスクを負担する財務力を有する(ただし、一当事者のみが契約に基づきリスクを負担する)場合には、(OECD TPG 1.94に基づき)契約上のリスク配分に従う必要があることが確認されています。しかし、そのような場合には、各関連者が各自の管理機能(への寄

与)に基づいて独立企業間報酬を受け取るように配慮される必要があります。OECD TPG(1.105)では、この補償がリスクによってもたらされるポジティブ又はネガティブな結果を共有する形を取る場合があるとされています。財務相は、こうした状況では取引利益分割法が適切かもしれないと付け加えています。同法令では、契約上はリスクを負っていないながらも実際には当該のリスク管理にほとんど寄与していない関連者に対して、当該のリスクによってもたらされるすべての結果が配分される一方で、他の関連者が限定的な所定の報酬を受け取る場合には、独立企業間の関係にはないとみなされると明記されています。ただし、適用されるリスク配分が比較可能な状況下での非関連者間で見い出された場合、結論は異なるものとなる可能性があります。

正確に説明された取引の認識

OECD TPG(1.122)には、取引が無視されるケースや、関連者の実際の行為に沿った別の取引に取って代わられるケースに関する重要なガイダンスの変更が盛り込まれています。同法令では、関連者間取引の(非)認識に関わるこれらの修正が順守確認されています。

比較可能性分析

同法令では、独立企業原則と比較可能性分析の適用における機能分析の重要性が繰り返し述べられています。独立企業間テストでは関連者間取引の価格を分析しますが、それだけではなく他の条件も分析します。同法令では、オランダの事業体が株主の動機のみを理由に便益を受領し、見返りとして(十分な)補償活動を実行せず、便益の提供者と受領者がともに提供された便益を認識している場合には、独立企業間テストに基づく調整が利益の下方修正となる可能性もあることが明記されています。

移転価格算定方法

同法令では、費用に基づく移転価格算定方法の適用に関する追加ガイダンスが提供されており、この点に関する2つの具体的な例が新たに盛り込まれています。

- ▶ 製造企業はその機能性を踏まえ、(例えば、所要調達機能を有していないといった理由から)原材料に関わるリスクを負担しない場合、一般に売上原価は報酬を決定するための費用基盤に含められません。
- ▶ 物品の販売が、当該取引に関連する商業活動に従事せず、主に管理活動に従事するオランダの仲介関連会社を通じて行われる場合、当該の仲介企業は一般に販売に基づく報酬を受け取る権利を持たず、自社の関連業務費用に基づきマークアップを受け取ります(OECD TPG 2.39)。

評価方法

評価方法の適用に関して、同法令は独立企業間価格を決定するために関与するすべての関連者の全体像を考慮する重要性を強調しています。納税者は双方の関連者の税務上の帰結(すなわち、売り手の税費用、及び買い手の税務上の減価償却や償却の便益)を考慮する必要があります。さらに、適切な割引率を選定する際には、OECD TPGに従って、他の取引固有の考慮事項を勘案する必要があります。それには、関与する関連者のリスク特性、並びに評価対象となる資産や活動が含まれます。

同法令では、売り手にとっての資産価値が買い手にとっての資産価値を上回ると判断される場合、取引を締結しないことが両者にとってより魅力的な選択肢となるため、第三者間での当該資産の譲渡は起こらないとされています。取引の(非)認識に関連する考慮事項がこの状況に当てはまります。

無形資産

DEMPE機能

OECD TPGは、無形資産に関連する当該の機能として、「開発、改良、維持、保護及び活用」(DEMPE)機能に言及しています。事実と状況を踏まえ、相対的な重要性に沿った形で各DEMPE機能へのウェイト付けを行う必要があります。同法令は、この点に関してOECD TPGと比較した追加的な解釈を提示するとともに、一般に無形資産の価値に対する相対的な寄与度を決定する際に、「開発」機能と「改良」機能に対しては相対的に高いウェイトを付与するとしています。

評価困難な無形資産(HTVI)

財務相は、評価困難な無形資産(HTVI)に関して、OECD TPGに規定されたガイダンスを採用します。HTVIが移転され、その後、実際の結果がHTVI評価で使用される予測と大幅に乖離し、当該の乖離が評価日後に起こった事実によって説明できない場合、オランダ課税当局は実際の結果に言及することによって取引時点で決定された評価額に対して異議を申し立てる場合があります。ここで大幅な乖離とは、予測と実際の結果が20%超乖離していることを指します(HTVI自体の価格が20%乖離していることではありません)。無形資産に関連する第三者収益が認識された時点から5年間が経過した後には大幅な乖離が発生し始めた場合、無形資産はHTVIとはみなされません。

株式取得に続く事業再編

同法令には、多国籍企業が非関連事業体の株式を取得した後には事業再編が実施され、その結果として買収された事業体の無形資産が譲渡される状況を説明した新たな項が盛り込まれています。財務相は、このシナリオでは、譲渡される無形資産の独立企業間価格を裏付けるために納税者が提供する必要がある移転価格文書の中で、株式取得文書が決定的に重要であるとの見方をしています。株式取得文書の中で株式取得者によって

設定された当該の無形資産の価値は、その後無形資産を譲渡する際の希望最低価格の適切な目安となります。これは、株式取得者にとっての実際の価値、そして無形資産を売却する際の希望最低価格が、関与する関連者固有の立場(例:買い手が期待するシナジー効果)を考慮する際に高くなる可能性を示唆しています。さらに、売り手は一般に最低価格を決定する際に資産譲渡に関連する税費用を考慮に入れます。

企業家機能と関連無形資産が関係会社(AE: associated enterprises)に譲渡され、日常的機能のみが残る際には、移転価格は当該時点の機能性と将来的に残る日常的機能性の割引キャッシュフローの差として決定され、恒久的なキャッシュフローを残りの日常的機能に適用する場合があります。このような機能及び無形資産の譲渡に対する独立企業間価格を決定するにあたり、一般にオランダの課税当局は特に唯一の(排他的な)会社間契約が事業体内に残る場合には、(残っている)日常的機能が市場で簡単に取り替えられ、多くの場合、基本的契約の期間が相対的に短いとの理由から、当該の日常的機能のキャッシュフローを恒久的に割り引くべきではないとの立場を取るとみられます。その結果、譲渡される無形資産の譲渡価格は高めになります。

無形資産の使用の対価を決定する

財務相は、無形資産の使用の対価の決定を目的に適切な比較可能分析を実行するため、公開データベースに十分に詳細な情報が含まれることに対する疑問を提起しています。したがって、オランダの課税当局はそのようなデータベースの評価にあたり批判的な見方をするとみられます。

OECD TPGでは、一方的な手法⁴の使用が無形資産の価値を直接決定する上で信頼できる手法でない場合が多いとしています。しかし、同法令は、これらの手法が日常的業務を手掛ける事業体(すなわち、テスト対象関連者)に対する独立企業間報酬をまず決定することによって、当該の無形資産に配分されるべき残存利益を決定するために、これらの手法を使用できるとしています。事後の残存利益は、他のすべての機能、資産、リスクに対して十分な報酬が与えられる条件の下では、無形資産に(関連して実行される機能)に対する報酬とみなすことができます。したがって、比較可能な非関連者取引が存在しないこれらのケースでは、納税者がこの手法に従って無形資産に対する報酬を決定することが容認され得るとの見方を財務相は示しています。

グループ内サービス

同法令には、OECD TPGに新たに含まれている、低付加価値サービスに対する独立企業間利用料を決定するため単純化された手法も盛り込まれています。これには、低付加価値サービスの定義、低付加価値サービスに対して要請されるより限定された便益テスト、そして低付加価値サービスに対する5%のマ

クアップの適用が独立企業間の結果につながるかの判断が含まれます。当該の費用基盤には、一般費用や特別費用を含む、サービス関連の直接/間接費が含まれます。このような単純化された手法は、サービス提供者が非関連者のためにも行うサービスに関連して採用することはできません。

費用分担契約(CCA)

OECD TPGにおけるCCAに関する新たなガイダンスに従い、同法令では、ファイナンスのみを提供し、CCA内で実行する他の活動に関連するのではなく、ファイナンスに関連する管理機能を果たす企業に対しては、ファイナンスに対する独立企業間のリターンのみが配分されるとされています。同法令は、そのような企業はCCAへの参加者とみなすことが可能であると示唆しているようです。これに関してOECD TPGはこれが当てはまらないと判断しています。CCAに関する残りのガイダンスは以前の法令と似通っています。

財務サービスと取引

財務相は、高度な安全性を伴わない保証の提供が非関連者間で頻繁に発生することはないと述べています。会社間保証の提供に関連して、当該の保証の独立企業間の特性は取引に対する双方の関連者の視点から分析する必要があります。したがって、保証人が(例えば、安全性なしに)保証の提供に前向きなビジネス上の理由があるか否かという点だけでなく、被保証人が保証を利用してその対価を支払うことに前向きであるか否かという点を評価する必要があります。

事業性のないローンの金利

この件に関して最高裁判所が示した新たな法的見解に従い、事業性のないローン(すなわち、第三者が受け入れたくない信用リスクを伴うローン)については、以下のうちの低い額の金利を税務目的のために勘案する必要があります。(i)被保証人の経験則⁵、(ii)当金利の支払い期限到来時点の(帰属又は未払い)金利の経済的価値。

移転価格の文書化

オランダには2種類の移転価格文書要件があります。1つ目は2002年1月1日から適用された一般文書化要件で、関連者取引の文書化方法に関する所定の書式はありません(一般文書化要件)。2つ目は国別報告書(CbCR)/マスターファイル/ローカルファイル要件です。これは2016年1月1日以降に始まる年度から適用されおり、納税者が多国籍企業グループ内の企業で、前年度の連結売上高が5,000万ユーロ(CbCRでは7億5,000万ユーロ)を上回る納税者にのみ適用されます(補完的文書化要件)⁶。これらの文書化要件は一般にBEPS行動計画13と整合しており、一般文書化要件に加えて適用されます。

同法令は、一般文書化要件が関係会社(AE: associated enterprise)との国内取引及び海外取引の双方に適用されることを繰り返し述べています。補完的文書化要件は構成事業体(constituent entities)⁷間の海外取引及び恒久的施設に対する独立企業間利益の帰属に適用されます。財務相は、補完的文書化要件に準拠して作成された文書(すなわち、マスターファイルとローカルファイル)も海外取引に関連する限りにおいて、一般文書化要件も順守していると確認しています。これはAEとの国内取引を文書化する納税者に対しても同じ方法で適用されます。

今後の影響

同法令及び同法令に記載された追加的ガイダンスは、多国籍企業(MNE) – 特に本アラートに記載された取引又は状況に関与しているMNE – にとって極めて重要です。同法令は新たなガイダンスを提供しています。MNEは自社の移転価格政策と移転価格文書を、OECD TPGと同法令と整合させるために更新するべきか否かを評価する必要があります。

巻末注

1. 新規法令(2018年4月22日付第2018-6865号)は2018年5月11日に公表され、2013年法(2013年11月14日付IFZ 2013/184M)と差し替えられました。
2. 2017年7月14日付EY Global tax alert、「[OECD releases 2017 Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations](#)(OECD、多国籍企業及び課税当局のための移転価格算定に関する指針を公表)」をご参照ください。
3. 財務相がオランダ議会に宛てた2015年10月5日付書簡(18ページ)及び2016年2月2日付書簡(17ページ)をご参照ください。
4. 一方的な手法には再販価格法、原価基準法(CP法)、取引単位営業利益法(TNMM)が含まれます。
5. この経験則は、事業性のないローンの金利が、借手グループ企業が借り入れる(さらに言えば、貸し手グループ企業の保証付きで第三者から同等の条件及び同等の状況下で借り入れる)際に支払う必要のある金利に決定されることを伴います。
6. 2016年1月6日付 EY Global Tax Alert、「[The Netherlands passes bill on supplementary transfer pricing documentation requirements in line with BEPS Action 13](#)」をご参照ください。
7. 構成事業体(constituent entities)と関係会社(associated enterprises)の定義は同一ではありません。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

ジョナサン・スチュワート・スミス
ドウマ 真一

パートナー
シニア

jonathan.stuart-smith@jp.ey.com
shinichi.douma@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](#) をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](#) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180607

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](#)